

相手国政府 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加算印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イラン	イラン国立博物館展示機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の交換公文	イラン国立博物館展示機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	95,500千円 2025.7.31まで	2022.3.8 テヘラン で (同日)	日本側 相川一俊在イラン大使 側 ジェゾライイール・ノウキヤンデ 国立博物館館長	2022.4.7 150号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。